

# 近畿大学総合社会学部同窓会規約

## 第1章 総則

(名称および事務局)

第1条 本会は、近畿大学総合社会学部同窓会と称し、事務局を近畿大学総合社会学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員と大学が連携を保ち、在学生の学修支援と会員相互の親睦をはかり、大学の発展に寄与し、併せて社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦活動
- (2) 在学生の課外研究活動の助成
- (3) 近畿大学校友会との連携協力
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 会員

(会員の資格)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員  
近畿大学総合社会学部を卒業した者で校友会終身会費を納入した者
- (2) 準会員  
近畿大学総合社会学部に在学する者で校友会終身会費（入学時納入分）を納入している者
- (3) 特別会員  
近畿大学総合社会学部専任教職員として在職する者  
なお、正会員かつ特別会員となる場合は、特別会員として取り扱う。
- (4) 認定会員  
近畿大学総合社会学部専任教職員として在職していた者のうち会長が特別に認めた者

(会員の権利および義務)

第5条 会員は、本会の運営に参画し、正当な手続を経て本会の発展に寄与する提言を行うことができる。

- 2 会員は、規約を遵守し、本会の名誉を傷つける行為をしてはならない。
- 3 会員は、住所、氏名、勤務先等を変更したときは、速やかに届けるものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 死亡のとき
- (2) 退会を申し出て、役員会で承認されたとき

(3) 準会員が退学または卒業したとき

(注) 卒業したときは、所定の校友会終身会費の納入をもって正会員とする。

(4) 規約に違反、または本会の名誉を傷つける行為のあった者で、役員会の議決により除名されたとき

(表 彰)

第7条 本会は、特に功労があった会員に対して、表彰することができる。

2 表彰は、次の4種として、役員会の推薦により、会長が行う。

(1) 表彰状と記念品の贈呈

(2) 表彰状の贈呈

(3) 感謝状と記念品の贈呈

(4) 感謝状の贈呈

### 第3章 役員

(役員構成)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名以内

(3) 幹 事 長 1名

(4) 常任幹事 1名以上

(5) 幹 事 2名以上

(6) 会 計 2名

(7) 会計監事 2名

2 役員会が必要と認めたときは、前項の役員のほかに、名誉会長、顧問、事務局長等を置くことができる。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは会長の職務を代行する。

(3) 幹事長は、幹事を代表し、幹事の業務を総括する。

(4) 常任幹事は、幹事長を補佐する。

(5) 幹事は、本会運営上必要な業務を担当する。

(6) 会計は、本会の会計業務を担当する。

(7) 会計監事は、本会の会計を監査する。

(役員選出方法)

第10条 役員は次の方法により選出する。

(1) 会長は、近畿大学総合社会学部長が就任する。

(2) 副会長は、正会員から1名、特別会員から2名とし、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

- (3) 会計は、正会員から1名、特別会員から1名とし、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (4) 幹事は、正会員のうちから1名以上、特別会員のうちから1名以上とし、役員会の推薦により、会長が委嘱する。
- (5) 幹事長および常任幹事は、幹事のうちから互選し、会長が委嘱する。なお、常任幹事については、正会員または特別会員の幹事から1名以上とする。
- (6) 会計監事は、正会員から1名、特別会員から1名とし、役員会において選出し、会長が委嘱する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、その任期満了後であっても後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行うものとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員補充)

第12条 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、総会、役員会および各種委員会とする。

(総 会)

第14条 総会は、会長が必要に応じ招集する。

(役員会)

第15条 役員会は、予算、決算、事業計画および会務について審議、立案するものとし、必要に応じ会長が招集する。

- 2 役員会の構成は、会長、副会長、幹事長、常任幹事、会計とし、会長が議長となる。

(各種委員会)

第16条 各種委員会は、会長の諮問機関として、総務、会員名簿、会報等の委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会に関する事項については、その都度定める。

(会議の議決)

第17条 役員会の議決は、構成員の2分の1以上が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会議の議決に関し、委任状による行使を妨げない。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経 費)

第 19 条 本会の経費は、近畿大学校友会からの助成金、寄付金および資産から生ずる収入をもって支弁する。

(予算および決算)

第 20 条 本会の毎会計年度の収支予算は、役員会が編成するものとする。

2 本会の毎会計年度の収支決算は、役員会が作成し、会計監事の監査を受けるものとする。

## 第 6 章 雑 則

(規約の制定、改廃および変更)

第 21 条 本規約の制定、改廃および変更は、役員会の決議をもって行う。

(事務局)

第 22 条 本規約第 1 条に定める事務局に事務担当者を置く。

2 事務担当者は、特別会員のうちから会長が委嘱し、会議および会務の事務を処理する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この規約施行時において既に準会員である者の取り扱いは、従前のおりとする。